

令和5年度 竹富町結婚新生活支援事業

婚姻に伴う新生活を応援するため、結婚新生活に係る
住居費・引越費用を補助します。



【補助対象経費】

- ・住宅の購入費 ・新居のリフォーム費用
- ・賃料、敷金、礼金、共益費、
仲介手数料
- ・引越費用（引越業者、運送業
への支払いにかかる実費）

【補助金額】

1世帯あたり
上限30万円を支給します。
夫婦の年齢が29歳以下の場合は
上限60万円を支給します。

※R5.4.1～R6.3.31に支出したものに
限られます。

※対象経費の実績に応じ
て上限30～60万円。

対象世帯

1. 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を受理された世帯
2. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
3. 前年（1月から12月）の夫婦の所得の合計額が500万円未満
4. 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、結婚を機に新たに町内に住宅を購入または賃貸した世帯、引越しをした世帯、リフォームをした世帯
5. 申請時点で夫婦の一方が町内に居住していること
6. 他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと
7. 町税等の滞納をしていないこと

申請期間

令和5年8月1日～令和6年3月31日
※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。

問い合わせ先

竹富町福祉支援課
子育て・障害福祉係
TEL：83-7415

